

平成 30 年 7 月豪雨等による災害により休業している事業主・労働者の皆様へ
～雇用保険の基本手当の特例措置と休業手当を支払う場合の雇用調整助成金のお知らせ～

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含みます）は、雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に 6 か月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
 - ① 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくとも基本手当を受給できます。
 - ② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所等が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。) ※
※ 制度利用に当たっての留意事項
本特例措置制度を利用して、雇用保険の基本手当等の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 豪雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業等させる場合

平成 30 年 7 月豪雨等による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主は以下の特例措置を利用することができます。(※平成 30 年 7 月豪雨等による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用が可能です。)

- ※「経済上の理由」とは、例えば、以下のような場合が該当します。
- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・風評被害により、観光客が減少した場合

本特例は、休業等の初日が平成 30 年 7 月 5 日から平成 31 年 1 月 4 日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用します。

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の 11 府県内の事業所に限る）【中小企業：2/3 から 4/5 へ】【大企業：1/2 から 2/3 へ】
- ② 支給限度日数を「1 年間で 100 日」から「1 年間で 300 日」に延長（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の 11 府県内の事業所に限る）
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
 - ア 前回の支給対象期間の満了日から 1 年を経過していなくても助成対象とする
 - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月へ短縮する

現行、生産指標、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近 3 か月間の月平均値が、前年同期に比べ 10% 以上減少している事業所であることを必要としているが、この指標の期間を最近 1 か月とする。

⑥ 平成 30 年 7 月豪雨発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象とする

平成 30 年 7 月豪雨発生時において起業後 1 年未満の事業主については、昨年同期の生産指標と比較が困難であるため、災害発生時直前の指標と比較する。

⑦ 最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

現行、雇用保険被保険者および受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近 3 か月の月平均値が、前年同期と比べ 5% を超えかつ 6 名以上（中小企業事業主の場合は 10% を超えかつ 4 名以上）増加していないことを必要としているが、これを撤廃する

大分労働局管内ハローワーク一覧

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号	管轄区域等
ハローワーク大分	〒870-8555 大分市都町4-1-20	097-538-8609	大分市、由布市
ハローワーク別府	〒874-0902 別府市青山町11-22	0977-23-8609	別府市、杵築市、国東市、 日出町、姫島村
ハローワーク中津	〒871-8609 中津市大字中殿550-21	0979-24-8609	中津市
ハローワーク日田	〒877-0012 日田市淡窓1-43-1	0973-22-8609	日田市、玖珠郡
ハローワーク佐伯	〒876-0811 佐伯市鶴谷町1-3-28佐伯労働総合庁舎 1F	0972-24-8609	佐伯市、臼杵市、津久見市
ハローワーク宇佐	〒879-0453 宇佐市大字上田1055-1宇佐合同庁舎 1F	0978-32-8609	宇佐市、豊後高田市
ハローワーク豊後大野	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1225-9三重合同庁舎 3F	0974-22-8609	竹田市、豊後大野市
大分労働局 助成金センター	〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2 ソフィアプラザビル4 階	097-535-2100	